



新緑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。ワクチン接種が開始されました。ワクチンの普及に一縷の望みを託しつつ、もうひと踏ん張りです。

重要情報

1. 月次支援金 来月より申請スタート

一時支援金に引き続き、4月と5月の売上半減を支援する『月次支援金』が来月より開始されます。緊急事態・蔓延防止措置対象地域の飲食店・個人向けサービス業、および、これらへの納入事業者が対象です。

2. 自社株M&A制度の創設

買収対価として自社の株式を交付するM&Aの課税措置がR3年度改正で創設されています。売り手は買い手企業の株式を譲渡対価として受け取った場合、買い手企業株式を再譲渡するまで、譲渡所得税が繰り延べられます。

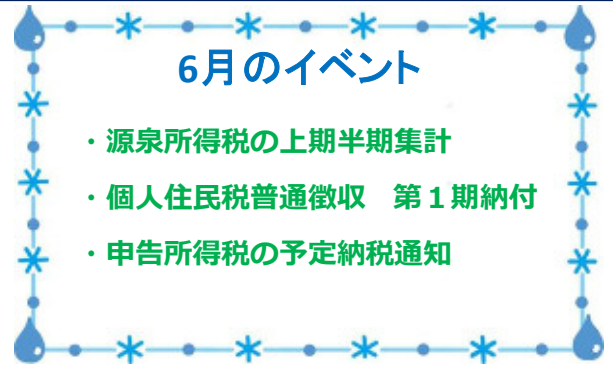
3. 教育資金非課税贈与の見直し

R3年度の主な改正事項として、贈与者死亡時の未使用残額を相続財産に加算し、法定相続人以外(孫等)の2割加算が適用されるようになります。この改正はR3.4月以降の資金拠出から適用されます。

元バックパッカー赤羽の旅噺(ハナ)



北海道 AUG2019 美唄びい赤平あかびら歌志内うたしない
今回の旅の主な目的は、歌志内という炭鉱の町を訪れることでした。歌志内は日本で最も人口の少ない「市」で総人口は3千人余り、炭鉱でにぎわっていた1950年代は4万人超です。過疎化した地方自治体は、観光などの新産業で復興するか、合併等で生き残りをかけるか、夕張のように破綻するか…ただ、空知地方の各自治体は、炭鉱の閉山費用で生じた莫大な借金をどこも抱えており、合併はスムーズにはいかないそうです。また、市としての存続の理由に、地方交付税交付金の関係もあるとかないとか。
歌志内には郷土館ゆめつむぎとう博物館があります。炭鉱の歴史や、豊かだった時代に溢れていた昭和初期の家財道具の展示が圧巻です。学芸員の方に丁寧に歴史を語っていただきました。つく



6月のイベント

- ・源泉所得税の上期半期集計
- ・個人住民税普通徴収 第1期納付
- ・申告所得税の予定納税通知

税金マメ知識

<インボイス制度登録本年10月開始①>

インボイスとは商売上預った消費税を川上で納めている旨の証明書です。R5.10月以降は、仕入等で支払った仮払消費税を仮受消費税から差し引くためには、事業者番号が記載された適格請求書(インボイス)の保存が条件となります。逆に言えば、主な売り先が事業者の場合、インボイスが発行できないと、営業上不利になる可能性も考えられます。インボイスに記載する事業者番号は税務署に消費税申告をする者として登録すると付与され、その登録が本年10月から開始されます。登録事業者になると、年商1千万円以下であっても免税とはならず申告納付が必要です。小売業や飲食店業など主な得意先が決算などの経理をしない最終消費者の場合は、敢えて登録しないことも選択肢としてあるかもしれませんが、対事業者向けの小規模事業者(建設業のひとり親方、ITエンジニア等、個人コンサルタント等)や、常時年商1千万円となる事業者は、登録番号を取得の方がよさそうです。

晩酌のじかん

長年愛用していた外回り用の原付が廃車となりました。新たな相棒としてホンダのカブを導入。さすが商業用として普及する車種だけあって、ものすごい積載能力です。荷台を延長してボックスを付け、サイドにワークマンの道具袋を括ると、もう家具でもテントでも積みそうです。

ライダー×呑兵衛=ソロキャンプ!?



☆事務所からの連絡☆

★源泉事務を委託されているお客さまへ

上半期の集計を行いますので、1~6月中支払分の給料・土業報酬等が決まりましたら事務所へご報告ください。

赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red